

社会福祉法人 曙保育園

避難確保計画

(洪水・内水・高潮編)

—目次—

1. 計画の構成	3
2. 計画の目的	3
3. 計画の適用範囲	3
4. 防災体制	4
4.1. 防災体制（洪水の場合）	4
4.2 防災体制（内水の場合）	5
4.3 防災体制（高潮の場合）	6
5. 情報収集及び伝達	7
6. 避難誘導	8
7. 避難の確保を図るための施設の整備	8
8. 防災教育及び訓練の実施	9

1. 計画の構成

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
 - 3.1. 防災体制
 - 3.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 3.4. 避難の確保を図るための施設の整備
4. 内水時の対応
 - 4.1. 防災体制
 - 4.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 4.4. 避難の確保を図るための施設の整備
5. 高潮時の対応
 - 5.1. 防災体制
 - 5.2. 情報収集及び伝達
 - ⋮
 - 5.4. 避難の確保を図るための施設の整備
6. 防災教育と訓練の実施
7. 自衛水防組織の業務に関する事項

2. 計画の目的

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「社会福祉法人 曙保育園」の利用者の洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

3. 計画の適用範囲

- この計画は、「社会福祉法人 曙保育園」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

4. 防災体制

4.1. 防災体制（洪水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 洪水注意報発表 ➤ 錦川（臥龍橋地点）氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 洪水警報発表 ➤ 錦川（臥龍橋地点）氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➤ 錦川（臥龍橋地点）氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注） 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4.2 防災体制（内水の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶大雨又は台風に関する気象 情報発表 ▶大雨注意報発表 ▶錦見ポンプ場が排水開始	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 ▶錦見ポンプ場が排水不能 ▶浸水の前兆を確認	避難誘導	避難誘導要員

※ 災害時要配慮者について、場合によりさらに早期避難を検討する必要がある。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4.3 防災体制（高潮の場合）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 ^(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 高潮注意報発表	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難準備・高齢者等避難開始の発令 ➤ 高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が小さく、浸水継続時間が短い場合）	気象・潮位情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➤ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ➤ 暴風警報及び高潮警報発表（当該施設における想定される浸水深が大きく、浸水継続時間が長い場合） ➤ 高潮特別警報発表 ➤ 岩国観測局高潮氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

（注）

自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	岩国市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
排水施設の稼働状況	岩国市からのファックス（岩国市と事前に調整）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 児童を避難させる可能性がある場合には、「保護者緊急連絡網（モバイルメール）」に基づき、保護者に対し、「園舎屋上階へ避難準備する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、岩国市保育幼稚園課（0827 - 29 - 5077）に「これより園舎屋上階に避難する」旨を連絡する。
- 児童を避難させる場合には、「保護者緊急連絡網（モバイルメール）」に基づき、保護者に対し、「園舎屋上階へ避難する。園児引き渡しは曙保育園において行う。園児引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、岩国市子ども支援課（0827 - 29 - 5077）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、「保護者緊急連絡網（モバイルメール）」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより曙保育園において園児引き渡しを行う」旨を連絡する。

6. 避難誘導

(1) 避難場所

- 洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））における避難場所は、岩国市錦見二丁目「曙保育園の裏山」とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設の2階へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

- 洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））における避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。

(3) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（岩国市錦見二丁目「曙保育園の裏山」）までの順路、道路状況について説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

7. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー

	一、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具
--	--

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

8. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年4月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

9. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった職員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添1 自衛水防組織活動要領(案)

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在園する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や職員等の非常参集計画を定めるものとする。
(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

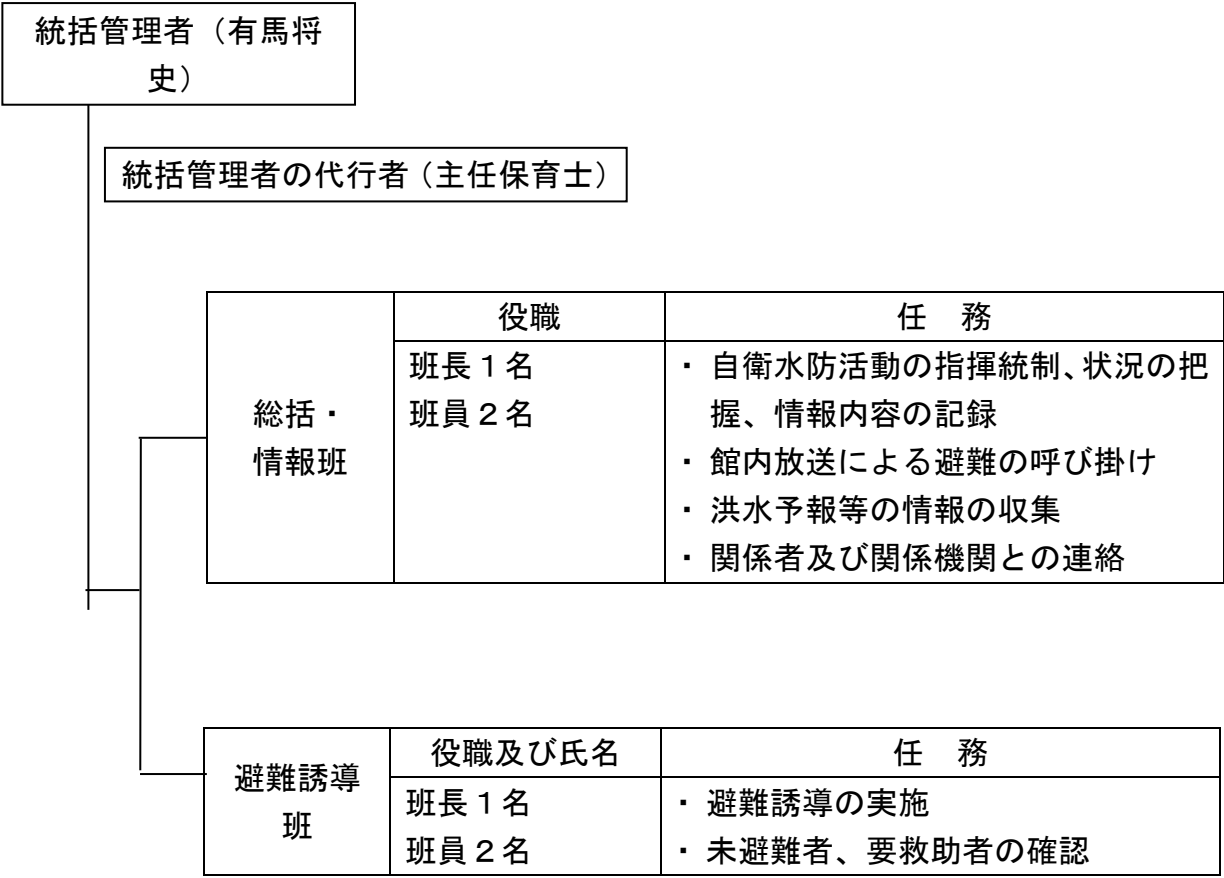
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（職員、園児） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（職員、園児） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 避難用防止、頭巾 避難車 2 台